

公のスポーツ施設における指定管理者の評価についての一考察

— A市の公の施設を対象とした事例研究 —

玉越 圭司（大阪教育大学）

1. 目的

平成15年9月に地方自治法が改正施行され、公の施設の管理に指定管理者制度が導入された。これにより、従来までの外郭団体等の公共団体に加えて、NPO法人や民間事業者等を公の施設の指定管理者として任命することが可能となった。これまでに、制度導入前後の施設状況の変化に関する研究はいくつか存在するが、指定管理者の交代による変化に関する研究は、ほとんど見受けられない。そこで、本研究では、A市が所有するスポーツ施設を対象に、前管理者と現管理者の収支状況と利用状況について比較を行い、指定管理者選定にあたって、重要視される項目の検討を目的とした。

2. 研究方法

1) 対象施設の概要

A市が保有し、施設の管理運営に指定管理者制度を導入している17施設（スポーツ施設：12施設、文教施設：5施設）を対象とした。施設の区分は、総務省（2012）が発表した「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果」を基に行った。

2) 分析項目

①スポーツ施設、文教施設の各施設における月毎の利用件数にばらつきが存在するかを分析し、スポーツ施設に特有の性質が存在するかを検証した。②スポーツ施設12施設の前管理者X、現管理者Yの収支報告と利用状況を比較し、指定管理者の選定にあたって重要視される項目についての検討を行った。

3. 結果及び考察

①検定の結果、スポーツ施設5施設と文教施設3施設において、月毎の利用件数のばらつきに有意な差が見られた。また、スポーツ施設を屋外施設と屋内施設に区分したところ、月毎の利用件数のばらつきに有意な差が見られた5施設は、いずれも屋外施設であった。以上の結果より、月毎の利用件数にばらつきが存在することが、スポーツ施設特有の性質であるとは言えない。しかし、屋外スポーツ施設では月毎の利用件数にばらつきが表れやすい傾向にあると言える。

②前管理者Xと現管理者Yの予算案と実績を比較したところ、

Yの方が予算案で約380万円、行政の負担となる指定管理料による収入を低く計上していた。支出面においては、Yの方が委託料の予算をXの2分の1以下の金額で計上し、余剰金を他の必要経費の予算に充てることが可能となっていた。Xは単一団体、Yは2団体が共同で施設の管理運営にあっており、この事業方式の違いが予算の配分に影響を与えていることが推察される。また、実績において、前管理者Xが約500万円の赤字を計上した一方で、Yは約450万円の収支改善に成功した。

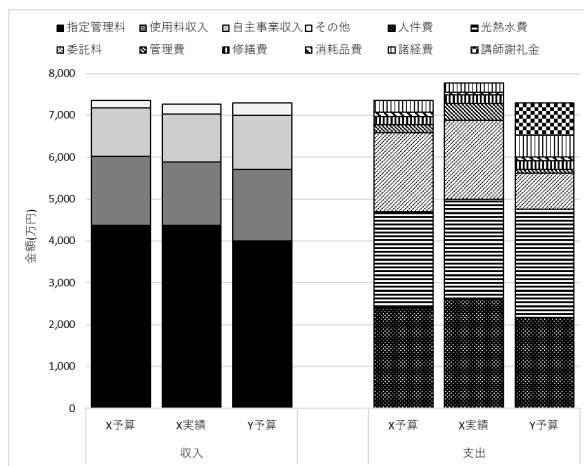


図1 収支における予算と実績

また、利用状況を比較したところ、Yの方がXに比べて利用件数の総数は減少していた。月毎の利用件数にばらつきが見られた施設数は、両者とも5施設ずつで、内4施設が同一施設であった。

4. 結論

本研究の結果より、A市の指定管理者選定において、施設の利用状況よりも収支状況に評価の重点が置かれていることが示唆された。しかし、本研究はあくまでA市における事例研究であり、全ての指定管理者選定に当てはまる結果であるとは言えない。自治体の人口規模や政策の方向性等によって、重視する項目は異なることが予想されるため、自治体毎に選考基準を精査・公表し、適切な指定管理者の選定を行っていくことが重要であると考えられる。